

佐賀県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

嬉野市塩田町大字谷所字五本杉甲四二〇五から甲四二〇七まで、甲四二〇九、甲四二一一から甲四二一四まで、甲四二二〇、甲四二七一、甲四二七二、甲四二七四、甲四二七七、甲四二八五、甲四三一、甲四三二四の二、甲四三二六、甲四三三三、甲四三三六、甲四三四〇、甲四三五六の三、甲四三五六の五、甲四三六四の一、甲四三六五の二、甲四三六六、甲四三九四の一、甲四四八六、甲四四九三、甲四四九四、甲四四九六、甲四五〇六、甲四五〇九の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。）